議案第１０７号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

［改正理由］

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため改正する。

［内　　容］

１　一般の職員に係る給与改定（改正条例第１条及び第２条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第１及び別表第２関係）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の俸給表を基礎として、中堅層以上を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率＋３．３パーセント）

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第１９条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区　　分		現　　行	令和８年度	令和９年度以降
再任用職員以外の職員	６月期	１００分の１２６．２５		１００分の１２７．５
	１２月期	１００分の１２６．２５	１００分の１２８．７５	１００分の１２７．５
再任用職員	６月期	１００分の７１．２５		１００分の７２．５
	１２月期	１００分の７１．２５	１００分の７３．７５	１００分の７２．５

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第２０条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区　　分		現　　行	令和８年度	令和９年度以降
再任用職員以外の職員	６月期	１００分の１０６．２５		１００分の１０７．５
	１２月期	１００分の１０６．２５	１００分の１０８．７５	１００分の１０７．５
再任用職員	６月期	１００分の５１．２５		１００分の５２．５
	１２月期	１００分の５１．２５	１００分の５３．７５	１００分の５２．５

２　特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第３条及び第４条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第７条関係）

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第８条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区　　分	現　　行	令和８年度	令和９年度以降
６ 月 期	１００分の９６．２５		１００分の９７．５
１２月期	１００分の９６．２５	１００分の９８．７５	１００分の９７．５

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第８条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区　　分	現　　行	令和８年度	令和９年度以降
６ 月 期	１００分の８８．７５		１００分の９０
１２月期	１００分の８８．７５	１００分の９１．２５	１００分の９０

３　給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第３項及び第４項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

［適　　用］

１　給料月額の引上げ並びに令和８年度の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

令和 ８ 年 ４ 月 １ 日

２　令和９年度以降の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日